# 住宅資金取扱要領

Rev	改廃内容	日付	作 成 者	代表取締役 承認日
	初版	S61.8.1	総務部	

# 住宅資金取扱要領

## 1. 融資対象

- (1)住宅は借入申込者または家族が居住し、かつ借入申込者が、所有または取得するものであること。
- (2)併用建物については、住宅の部分が全建築面積の50%以上の建物に限る。
- (3)併用建物の事業費は、原則として住宅部分を対象とする。
- (4)土地は原則として150坪以内とし、かつ2年以内に住宅を新築する者であること。

# 2. 保証人

- (1)貸付に当たっては連帯保証人2名を徴する。
- (2)社員以外の者を保証人にする場合は次の書類を徴求する。
- 所得証明
- ②保証人の状況表

## 3. 貸付実行

- (1)貸付実行時に次の書類を徴求する。
- ①借用証書(収入印紙は本人負担)
- ②印鑑証明書(本人および保証人)
- (2)貸付実行は原則として毎月22日とし、給与振込口座へ振込むものとする。

## 4. 資金使途の確認等

(1)住宅の新築、増築、改築の場合。

工事見積書、請負契約書(写)および設計図等により確認する。

(2)土地、住宅の取得の場合

売買契約書(写)により確認する。また、所有権移転後は原則として登記簿謄本を徴求する。

(3)火災保険等の付保

融資相当額以上の火災保険等への加入を確認する。

### 5. 償還

- (1)貸付利息の計算は、系統農協の統一システムに基づく計算方法による。
- (2)約定償還金は原則として毎月の給与より天引する。
- (3)一部繰上償還は毎月の給与支払日とする。
- (4)全額繰上償還は任意日とする。

#### 6. 貸付条件の変更

貸付条件の変更は貸付条件変更申込書を徴求し、新規に準じて取り扱う。

#### 付 則

- この要領は昭和61年 8月 1日から実施する。
- この要領は平成 2年 1月 1日から実施する。
- この要領は平成 7年10月 1日から実施する。
- この要領は平成10年 7月 1日から実施する。